

戦国大名による流通統制と都市支配： 安芸国厳島を例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科： 都市文化研究センター 公開日: 2017-04-03 キーワード (Ja): 戦国時代, 厳島, 瀬戸内海流通, 大名権力, 宗教都市 キーワード (En): Sengoku period, Itukushima, Seto Naikai distribution, Daimyo, religious city 作成者: 谷口, 正樹 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171213-011

戦国大名による流通統制と都市支配

—— 安芸国厳島を例に ——

谷 口 正 樹

◆要 旨

本稿では、戦国期の安芸国厳島をめぐる大名権力、寺社などの諸勢力、海賊・国人領主、商人や都市民の動向を史料から解明し、流通・商業活動のあり方の変化や都市厳島の発展と、大名権力の支配の深化が連動しながら展開することを解明する。

厳島は、安芸国一宮である厳島神社が鎮座する信仰の中心であるとともに、瀬戸内海の西部に位置し、内海流通の拠点として中世後期にその重要度は増していった。戦国時代には、社家から出た棚守房頭、供僧を統括する大聖院、厳島社の造営修理などを統べる大願寺の三者が厳島の諸勢力を代表し、祭祀や流通経済を掌握し、多大な利益を得ていたものと推定される。島外では、村上氏などの海賊や国人領主が厳島に集まる人々を狙って新関を立てたり、警固料を徴収するなどの「海賊」行為を行っていた。

戦国末期に安芸国を支配した大名権力である大内氏・陶氏・毛利氏らは、そうした旧来の勢力の利権を剥奪・弱体化するとともに、「海賊」行為を取り締まり、自らの領国経済の中に厳島を組み込むための流通経済政策をとった。その結果、厳島の経済性は向上し、上方商人をはじめとする諸国の商人が来島し、新たな人々が厳島に流入した。厳島には在家や仮屋が急増し、遊女・博打があらわれるなど、「無秩序な」都市発展が社会問題化し、宗教空間の清浄性が損なわれる事態が生じた。大名権力は、都市としての発展と清浄性の維持とのバランスをとりつつ、都市管理を行うという難しい課題に直面し、多様な都市政策を一つにまとめた掟書を発布するなど、統合的な支配を実現しようとした。大名権力は公権力として厳島に接することを求められたのである。

本稿では、地域経済圏と首都市場圏の関係が内実を遷移させながらも継続したこと。それにともなって都市としての発展が進み、また大名権力もそれに規定されて厳島支配を展開したことを、時代の展開のなかで段階的に示した。戦国大名の流通政策と経済・都市の繁栄を構造的に論じた本稿の視角は、同時代の他地域での研究に大きな示唆を与えるだろう。

キーワード：戦国時代、厳島、瀬戸内海流通、大名権力、宗教都市

(2016年9月2日論文受付, 2016年11月8日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

はじめに

厳島（広島県廿日市市）は、瀬戸内海の西部に位置する芸予諸島に属する島で、島内には安芸国一宮である厳島社が鎮座する。中世を通じて社家・内侍・供僧からなる「社家三方」が厳島社の祭祀を担っていたが、戦国期には、社家出身の棚守房頭、供僧を統括する大聖院、厳島社の造営修理などを統べる大願寺の三者が厳島の諸勢

力を代表する存在となっていた。

厳島は信仰の核としてのみではなく、瀬戸内海流通の拠点としても繁栄した。厳島社の門前町であったため安定的な港町経営がなされ、戦国期には安芸や周辺の国々のみならず京・堺などの上方商人も来訪し、活発な経済活動が行われていたことが知られている。商人たちの交易の場であった厳島には、大きな経済力を有する町衆が存在し、住人たちの自治組織である「惣中」が成立する

など、都市的發展を遂げていく。本稿では、門前町・港町を中心に、厳島社などの宗教施設やそれに仕える人々の居住空間までを一括して「都市厳島」と表現することとする。

一方、厳島をめぐる流通や参詣者の増大をうけて、村上氏などが厳島に集まる人々を狙って新関を立てたり、警固料を徴収するなど、「海賊」行為がなされた。戦国末期に安芸国を支配した大名権力である大内氏・陶氏・毛利氏らも厳島を重要視し、厳島社の神威を高めるとともに、都市厳島に対する支配を進めていった。

従来、戦国期の厳島についての代表的な研究として、鈴木敦子氏の地域経済圏論が知られている。鈴木氏は、都市厳島を地域経済圏の核と位置づけ¹⁾、厳島が対岸の廿日市と一体となって、瀬戸内海交通ルートと安芸国内陸上ルートの結節点として機能していたことを解明した。大内氏・陶氏は厳島を中心とするこうした経済圏の掌握を試みたが、瀬戸内海流通ルートの掌握ができず、失敗に終わったとする。鈴木氏は、小商人の活動、地域経済圏間を結ぶ局地的ルートなどを重視し、「求心化しない遠隔地流通」こそ中世後期の特徴を示すとし、それまで通説であった京都への求心的流通経済論²⁾を批判した。

鈴木氏の厳島研究は、その後、中世後期の経済流通史において地域経済圏が重視される端緒となり、現在でもしばしば引用される。近年、市村高男氏の研究³⁾などにより、地域経済圏と首都経済圏との相互関係が重視されるようになったが、厳島の流通・経済面の理解においては、鈴木氏の研究はいまだ通説の地位を占める。しかし、鈴木氏による地域経済圏、とりわけ厳島についての検討は、中世後期を普遍的にとらえる理解に留まり、戦国期以降の都市や流通・経済構造の変化と、それにともなう地域経済圏のあり方の変容を念頭においていない。また、厳島の都市としての発展に言及していない点や、厳島における諸勢力の動向、とりわけ大名権力による都市・経済掌握が、経済圏に与える影響を過小評価している点には疑問が残る。

近年、本多博之氏は西国の流通拠点を中心に研究を進め、西国の大名権力は地域経済圏掌握のために経済交通上の重要拠点をおさえ、その地の有力商人だけでなく領国を越えて経済活動を行う商人をつかむことで対応したとする。そして、そうした地域経済圏は、豊臣政権による天下統一によって新たに誕生した首都経済圏に結び付けられた。城下町を中心とする領国規模の流通経済が活性化し、全国規模で流通の再編が行われたと評価している⁴⁾。本多氏の研究は、豊臣期段階の説明としては妥当である。しかし、戦国時代の理解は基本的に鈴木説を踏襲しており、地域経済圏の独立性の主張や、それに対応する大名権力の政策などについて、再考の余地があると思われる。

本稿では、主に戦国大名と厳島の諸勢力との間で交わされた文書の分析を通じて、諸勢力の厳島支配の様相、大名権力の流通・経済政策を検討する。そして、そうした支配の基礎構造をなす流通・商業活動のあり方の変化や都市厳島の発展を解明する。支配や政策、流通・都市の変容を、安芸国を支配した三つの大名権力（大内氏・陶氏・毛利氏）に焦点をあててどのように段階的に変化していったかを分析することとしたい。

第一章 戦国大名の関与の端緒 一大内義隆による支配

大内氏は本来、周防・長門守護であったが、義隆の代には、西は豊前・筑前、東は安芸まで勢力をふるう大名となった。厳島が立地する安芸国佐西郡は、大内氏、尼子氏、安芸武田氏、厳島神主家藤原氏、その他安芸の国人領主らによる係争地であったが、天文10年（1541）、大内氏は厳島神主家と武田氏を滅ぼし、厳島を掌握した。

義隆は厳島社の神威を往時のものに復興するべく、社領寄進や法会の復興などを精力的に行った⁵⁾。ここでは、義隆段階の厳島の流通・経済上の地位と、それに大内氏権力がどのように関わったのかを検討する。

1 瀬戸内海流通における厳島の位置と市場の興隆

松岡久人氏は、中世の厳島では毎年三月と九月の厳島社の法会に際して市が立ち、交易が行われていたことを指摘している⁶⁾。

厳島をめぐる流通の一端を示すのが史料1である。

【史料1】大内氏奉行人書状（切紙）『厳島野坂文書』（以下、厳野と表記）176

（端裏切封）

「— —」

於_二当島_一唐錦一端、練^{（繰）}くり参十疋分御用候、急度被_レ求_レ之、可_レ有_二上進_一之由候、於_二代物_一者、房頭参上之時、可_レ被_二渡遣_一之候、錦者縦半端候共、可_レ有_二御用_一候、恐々謹言、

十月廿二日

（弘中）
正長（花押）

御師

（房頭）
棚守左近大夫殿

この史料は、大内氏の奉行人弘中正長から厳島の棚守房頭へ宛てられたもので、「当島」＝厳島で唐錦・練繰を調達し、山口へ進上するように依頼をしている。唐錦は日明貿易で得られた交易品と考えられ、練繰は最高級の絹織物と推定される。厳島ではそれらの品々を比較的容易に入手でき、大内氏はそれらを利用していたことがわかる。

ところで、この頃、厳島に「仮屋」とよばれる建物が建ちならんでいたことがわかる。

史料2は、大内氏が大願寺に「無主」の屋敷を寄進した際の一覧で、管見の限り、「仮屋」の初見史料である。

【史料2】厳島屋敷打渡注文『大願寺文書』（以下、大願寺と表記）23

厳島屋敷注文

（中略）

大町假屋

四間	周阿弥
参間并四間山王脇	明屋
五間	小次郎
七間	無主
参間	周阿弥

（中略）

右、為無主分屋敷御造営料所・新御寄進、任（杉）宗長・（弘中）隆兼奉書旨、打渡申所如件、

天文十年三月廿二日

（小願）隆名（花押）
（黒川）隆尚（花押）

大願寺

この史料から、大町地区（厳島社本殿南東すぐの海岸沿い）に合計二六間（軒）の「仮屋」があったことがわかる⁷⁾。

仮屋とは一般に、市が開かれる際に物の売買がされる建物である。「周阿弥」「小次郎」という名が付されたもの、「明屋」（空家）、「無主」のちがいについては不明である。厳島で法会に合わせて開かれる市に際して、仮屋で売買がなされたため、課税対象とされ、収益物件となったのであろう。それ故、大内氏が大願寺に「御造営料」として寄進したのである。

大町に市場が開かれ、そこに「仮屋」が建ちならんでおり、そこから一定の収益があがっていたことが確認される⁸⁾。大内氏が厳島支配をする以前から仮屋はあったであろうが、大内氏がその寄進主体として立ち現れたことが注目される⁹⁾。

以上、きわめて断片的な史料からではあるが、厳島は瀬戸内海交易の拠点としてその重要性が注目されていたこと、市場が興隆しつつあることが確認できた。こうした厳島をめぐる権益に、島外の大名権力、海賊衆、堺商人などが注目し、利害対立が生じていたことについて次節で見てみよう。

2 厳島保護と支配の両立

次の史料3からは、厳島での堺商人や海賊の活動を窺うことができる。

【史料3】大内氏奉行人連署奉書（折紙）『厳野』44

唐荷駄別役銭之事、村上善覇丸愁訴之条、被仰付之處、厳島其外於津々浦々荷物点検之間、迷惑之由言上之趣遂披露、被成御心得候、然者於堺津、日向・薩摩唐荷役如旧例可申付之由、

対村上堅固被成、御下知候、各得其心、無煩往返之覚悟肝要候也、仍状如件、

五月廿一日

（青景）隆著（花押）
（伊田）興理（花押）
（岡部）隆景（花押）

堺津紅屋

五郎右衛門男

各中

大内氏の奉行人から紅屋五郎右衛門に宛てられた史料である。堺の会合衆に「紅屋」があり、五郎右衛門はその関係者と推測される。村上善覇丸が「唐荷駄別役銭」¹⁰⁾の徴収許可を申請したので大内氏は許可したが、それによって村上氏が厳島を含む津々浦々で荷物を点検することは迷惑であると紅屋が訴えた。大内氏は紅屋の要請を容れ、村上氏に対し、「日向・薩摩唐荷役」は旧例のとおりに堺で徴収するように命令している。そして紅屋に対しては滞りなく「往返」することを求めている。

村上氏は、厳島などで唐荷駄の「点検」と称して船舶に乗り込み、礼金を徴したりしていたのであろう。そこで、紅屋として唐荷駄役銭は堺津で一括して支払うことで、「津々浦々」での村上氏の海賊行為を停止させようとした。大内氏は、そうした紅屋の要求に応じたのである。

紅屋のこの申請は、厳島の利害とも一致し、厳島の諸勢力と連携して大内氏に働きかけたものと推測される。そのことは、本文書の正文が『厳島野坂文書』に伝来していることからわかる。紅屋と厳島との取引における結びつきの深さを示しているだろう。

こうした経過を経て、堺商人が大内氏との結びつきを強化していった。大内氏は、村上氏の瀬戸内海における権益を一定程度保障しつつ、厳島などの「津々浦々」での海賊活動を制限している。戦国大名権力が、村上氏の地域支配秩序に介入しはじめたのである。

【史料4】大内氏奉行人連署書状（切紙）『厳野』40

（端裏切封）

「 — — 」

当社法会之時、豫州衆参詣之處、諸浦警固衆¹¹⁾
諸事違乱之条、近年一円与州船無着津之間、迷惑之由、以連署之状言上之通、遂披露之處、被成御心得候、向後之儀、聊不可有違乱之由、
対警固衆堅固被仰付之条、成奉書候、各可被得其心候、恐々謹言、

（天文十二年々）
五月廿一日

（青景）隆著（花押）
（龍崎）隆輔（花押）

厳島

社家三方中

史料4は、大内氏が海上交通保障を行ったことを示す史料である。厳島での法会の際に来島する「予州衆」（伊予国からの参詣者）に対して、「諸浦警固衆」（海賊

衆）が違乱を行っていた。大内氏は、社家三方の要請を受け、警固衆に違乱停止を命令すると保障している。

伊予からの参詣衆には、厳島の市を目当てにした商人や購買層も含まれていたであろう。社家三方はこうした国外からの来島にも期待しており、市場の売上増加、都市厳島の繁栄が「社家三方」の収益に直結したのであろう。大内氏は、彼らの要請に応え、ルート保障を約束したのである。

【史料5】大内氏奉行人連署書状（切紙）『厳野』45

当社法会之時諸人社参之処、近年於伴口并石道・大塚三ヶ所、居新関人別懸役錢之間、無参詣衆之条、令停止新儀、如前々可被御下知之由、以連署之状愁訴之趣、遂披露之処、被成御心得候、仍對毛利方・小幡山城入道・大塚神五郎三人、向後之儀止其煩、参詣衆往返候様可被申付之由、堅固被仰付之条成奉書候、可被得其心候、恐々謹言、

五月廿一日

(青景)
隆著（花押）
(龍崎)
隆輔（花押）

厳島

社家三方中

史料5は、大内氏が陸上交通の保障も行っていたことを示す。法会の際に「伴口并石道・大塚」に、毛利氏・小幡氏ら安芸の国人領主が新関を立て、通行人から役錢を徴収していた。大内氏は、社家三方の要請を受け、国人らに対し関所撤廃を命じ、参詣衆の往返を保障している。

伴口・石道・大塚は、廿日市から当時の山陽道（安芸国内陸部へと通じる陸路）上に立地しており、国人らは、安芸内陸部から厳島への参詣者から通行税を取ることを狙っていたと考えられる。

以上のように大内氏は、厳島周辺で従来から勢力を持つ海賊や国人の権限を制限することで参詣人のルート保障を行っている。これは、大内氏がそれまで安芸国を支配していた守護武田氏などよりも強力な権力であったため実現した。それゆえ、厳島の諸勢力は大内氏に期待し、ルート保障を依頼したのである。

しかし、大内氏権力の強化は、厳島の諸勢力にとって「両刃の剣」であったことが次の史料からわかる。

【史料6】大内氏奉行人連署奉書（切紙）『厳野』41

客人 社右脇於宮崎山麓、法会之時、新儀仁出葉座度之由、田右兵衛尉愁訴之趣、遂披露之処、被成御心得候、向後可被得其心之由候、恐々謹言、

五月九日

(青景)
隆著（花押）
(龍崎)
隆輔（花押）

棚守左近衛将監殿

【史料7】大内氏奉行人書状（切紙）『厳野』1855

（猶々書略）

度々預御状候、御返事可申入候処、彼原田方上之時と存候て、于今御返事遅々候、非本意候、

（中略）

一田右兵衛尉方被申葉座事、以絵図被成御分別被仰付候条、房頭へも被成御奉書候、何とて不被付候哉、不審に候、此御奉書之上にて御申之儀候者、可有御申候、社家衆被申事候間、たれ々申儀ハ披露申間敷候、又たれ々申儀ハ披露可申と、わけ々をハ不被仕事候条、披露被申たる事候、房頭へ少も隆著無御等閑候、某も又同前に候、御分別專一に候、こま々爰元時宜ハ原田方へ申候間閣筆候、恐々謹言、

六月十一日

（花押）

棚守左近衛将監殿

御返報

史料6は、法会の際、新儀に葉座を出したいという田氏（社家）の願いを大内氏が許可したものであり、厳島での商売許可権を大内氏が執行しようとしていたことが窺える¹²⁾。しかし史料7からは、棚守房頭が、葉座許可に関する大内氏の「御奉書」を遵行しなかったらしいことがわかる。理由は判然としないが、商売許可権は元来、房頭など厳島の諸勢力が有していたが、大内氏がそれを侵したために反発したことが一因ではなかろうか。大内氏は、商売許可権に介入することで、都市厳島における商業の一端を掌握しようとしたのである。

【史料8】江良房栄書状（切紙）『厳野』65

御分国中諸商人司之事、去年已来御中間栗林助左衛門仁被仰付候、然者当嶋御神事之儀候間、定而諸国商人等可罷出之条、諸事為可申付渡海候、彼栗林事別而隆房存知之者候間、諸篇可被成其心得義肝要候、此条被官中へも可被仰与候、此等之次第能々可申旨候、恐々謹言、

九月十一日

(江良)
房栄

(棚守房頭)
野坂左近衛将監殿

御宿所

史料8は、大内氏の重臣陶隆房（のちの晴賢）の家臣江良房栄から棚守房頭へ宛てられたものである。大内氏「分国中諸商人司」に、昨年、大内氏の中間栗林氏が任じられた。厳島での九月祭礼にあたって、「諸国商人」が来島するであろうから「諸事」を「申付」けるため栗林氏を派遣するとしている。

戦国期の「商人司」については、これまで主に東国での事例が確認されている¹³⁾。東国の商人司は、もともと座的な商業組織を支配して諸商人に対する裁判権・刑罰権を持っていた。その起源は大名権力によらず、自律的な商人間ネットワークに基づくものであったが、やがて大名権力と結び、広域的市場圏の管理機能を得ていくと

されている。これに対し、大内氏の「商人司」については他に史料はなく、その役割は不明だが、「御分国中諸商人司」とあり、また大名家臣が就いていることから、大内氏領国における商人たちの統制、利害調整を担当する行政官としての性格が強いものと推測される。

こうした「商人司」を、「諸国商人」が来島する祭礼時を狙って派遣する点に、大内氏により積極的な介入姿勢が認められるだろう。大内氏は、それまで厳島の諸勢力が担っていたと思われる商業上の許諾権や監督権に介入することで、都市厳島の経済やそれをめぐる瀬戸内海流通を積極的に領国経営に組み込もうとしたのである。

小括

室町・戦国期の流通経済の発展に伴い、厳島の瀬戸内海流通における重要性は上昇したものと推定される。厳島社の法会に際して開かれる市には多くの人が安芸国内外から参集し莫大な利益を生み出した。市場の興隆、都市厳島の繁栄も端緒的ながら確認される。こうした経済収益の一部は、厳島の社家や、海賊衆・国人などといった諸勢力が得ていたが、戦国大名大内氏は、厳島支配を展開していく中で、こうした勢力の排除を試みはじめた。その結果、従来の諸勢力の権限は徐々に侵され、厳島は大内氏の領国内市場としての様相を帯びていく。

大内氏は、厳島をめぐる流通や商業を保障してその振興をはかる一方、統制を強化し、領国支配の一環として厳島を位置づけようとする露骨な介入を試みていたのである。

第二章 厳島の流通・都市発展をはかる統合的政策 —陶晴賢による支配—

陶氏は大内氏の重臣であったが、天文20年(1551)、陶隆房が大内義隆に対して謀反を起こし殺害する。隆房はその後、大内家の新たな当主に豊後の大友義鎮(のち宗麟)の弟晴英(のち大内義長)を迎え、晴英から偏諱を受け晴賢と名乗りを替えた。以後、晴賢は、名目上は大内氏の家臣であったが、実質的にはその権限を奪った。

従来は、大内氏の政権を否定した晴賢であったため、陶氏の厳島支配は、義隆の保守的な政策に比べると革新的なものであった、といわれている¹⁴⁾。本章では、「保守」「革新」と予断をもって対比的にみるのではなく、陶氏の厳島に対する流通経済政策について、権力支配の継続性と革新性を実証的に検討したい。

1 瀬戸内海流通掌握の新段階

陶氏は、より積極的に海賊行為を禁止する政策を行っ

た。

【史料9】陶晴賢書状案(切書)『大願寺』67(丸番号は筆者加筆)

①京・堺之諸商人号^(大内義隆)駄別料、近年対二村上右近大夫隆重、於^(大内義長)芸州厳島可受用之由、先代被^(大内義長)申付候、②件之駄別之事更無^(大内義長)謂事之条、為^(大内義長)当代被^(大内義長)停止候、③右之駄別之事者、至^(大内義長)薩摩^(大内義長)從^(大内義長)堺之浜^(大内義長)往返之商人、前々者遂^(大内義長)其節^(大内義長)之由申候、於^(大内義長)厳島^(大内義長)隆重受用之儀者、曾以不^(大内義長)可^(大内義長)有^(大内義長)之候、此等之趣御一門中江御演説干要候、猶江良丹後守可^(大内義長)申候、恐々謹言、

卯月廿日

晴賢

村上太郎殿

今岡伯耆守殿

御宿所

史料9は、陶晴賢から能島村上氏の村上太郎・今岡伯耆守に宛てた書状である¹⁵⁾。①大内義隆は、村上隆重¹⁶⁾に対して、京・堺商人の「駄別料」を厳島で受け取るよう命じた。②しかし、大内義長(実際は彼を擁立する陶晴賢)は、駄別料の徴収を禁止した。③駄別料は、かつては薩摩と往返する堺商人が支払っていたようだが、隆重が厳島において受用するということは、決してあってはならない、としている。

駄別料を厳島で徴収されることは京・堺商人にも、厳島にも不都合な海賊行為として捉えられたため、京・堺商人と厳島が共同して陶氏に訴えたものと考えられる。陶氏は、彼らの要望に応え、村上氏の厳島における権益を抑え込もうとしたことがわかる。

しかし、この問題はその後、駄別安堵料の支払い方法をめぐる、京・堺商人と厳島の間で対立に発展する。それが、以下の史料10・11から判明する。

【史料10】大願寺圓海書状(切書)『大願寺』68

(端裏切封)

「——」

御奉書之旨、具以令拜見候、

一松鶴軒就^(大内義長)御帰洛、京・堺之商人駄別安堵料之内万正之事、於^(大内義長)京都可^(大内義長)致^(大内義長)調進^(大内義長)一通之儀認、対^(大内義長)法泉寺可^(大内義長)渡申^(大内義長)之通、被^(大内義長)仰出^(大内義長)候、尤^(大内義長)其旨^(大内義長)存候、雖^(大内義長)然彼駄別安堵料之儀者、於^(大内義長)当嶋町^(大内義長)諸国上下諸商人衆令^(大内義長)内談^(大内義長)、相調申事候之条、一通認対^(大内義長)法泉寺^(大内義長)難^(大内義長)渡申^(大内義長)候、但来九月十四日当町入事候之条、定而京・堺商人衆早々可^(大内義長)為^(大内義長)着嶋^(大内義長)候之間、御奉書之趣則可^(大内義長)申聞^(大内義長)候、仍右就^(大内義長)安堵料之儀、去十八日從^(大内義長)房栄^(大内義長)茂対^(大内義長)堺商人衆、延引以外不^(大内義長)可^(大内義長)然之由堅被^(大内義長)仰上^(大内義長)候、同從^(大内義長)当寺^(大内義長)も其分度度申上候、乍^(大内義長)去今程賊船多候之而、室・塩飽舟度々不慮之儀出来候、就^(大内義長)其京・堺商人衆各々致^(大内義長)迷惑^(大内義長)之由風聞候、何茂来法会ニ必右安堵錢之儀ハ可^(大内義長)致^(大内義長)馳走^(大内義長)之通、堅固可^(大内義長)

申与候、又唯今 御奉書之段、房栄至御陣所
急度可遂進候、此等之趣、可然之様御披
露仰所候、恐惶謹言、

(天文二十一年々)
八月廿六日

圓海（花押）

(房明)
伊香賀民部少輔殿

(房隆)
毛利掃部允殿

史料 10 は、厳島大願寺の圓海から陶氏奉行人である伊香賀房明らに宛てられた書状である。陶氏が松鶴軒¹⁷⁾の帰洛の際、京・堺商人に対して、安堵料のうち万疋を京都で調進したいという一通を法泉寺に渡そうとしているが、大願寺は拒否し、「当嶋町で諸国上下諸商人の内談をもって調えたい」と発言している。

【史料 11】宣堯書状（切書）『大願寺』69

尚々商人衆覚悟、餘如在之仕合候、か様成儀を
申捨ニ仕候て、被上候之儀者、向後御分国中
江下間敷覚悟候哉、不審千万候、

京并堺津商人衆、被申請駄別御免除候付而、御礼
錢万疋之事、於京都御用之由候哉、難其儀成候
哉、貴僧以御裁判、於厳島山口間可有調進
之御請文尤候、雖然於京都商人衆馳走候へハ、
二万疋与被仰候、辻茂合候て可然候、定而從
(江良)
房栄具可被申候、又爰元之時宜申度候へ共、御
使僧御存知候間、不能詳候、万開陣之時可申候、
恐々謹言、

九月三日

宣堯（花押）

大願寺

上人御中

史料 11 は、史料 10 が発給されて一週間ほどのち、陶氏の家臣と考えられる宣堯から大願寺圓海に宛てて出されたものである。大願寺は、「駄別免除」礼錢（駄別安堵料）を厳島から山口（大内氏）に 1 万疋支払うと請文を提出しようとしたが、宣堯によると陶氏は、京都で商人衆が馳走したならば、二万疋を得ると主張していることがわかる¹⁸⁾。

この二通の書状から、村上氏らに支払うべき駄別料を免除してもらった礼錢を大内氏に支払うことになっていたが、これを駄別安堵料と称していることがわかる。

大内氏（陶氏）が上方商人の要求を容れようとするのは、京都で現錢を得ることによって、物品の購入、年貢請負の支払いなど、上方における頻繁な経済行為を有利に展開できたからであろう。戦国大名が政治的に室町幕府と距離を置くようになるからといって、大名領国の経済が上方経済と断絶するわけではないことがわかる。

これに対して大願寺は、来島する諸商人を取りまとめ、大内氏との窓口となって交渉を行う役割をはたしてきており、地域（厳島）における先例を守るため、国元での調進を主張しているのである。

これらの史料から、駄別料免除の礼錢をめぐり、京都

での調進を求める陶氏と国元での調進を求める大願寺、そしてそれらの間で立ち回る京・堺商人という構図が浮かび上がる。地域の有力者によって管理されていた厳島の市場が、大名権力が上方商人と結びつくという新たな事態の発生により、転換点を迎えようとしていたことがうかがえよう。

2 都市の統合的支配のはじまり

陶氏は、天文 21（1552）年 2 月に、厳島に対して次の史料 12 の掟を發布した。陶氏の奉行人江良房栄が差出人となり、陶晴賢の袖判が添えられている。

【史料 12】陶晴賢厳島掟書『大願寺』65（丸番号は筆者加筆）

(陶晴賢)
掟有 御判

- ①一 当嶋見世屋敷事、当町人之外不可存知事
 - ②一 諸廻船、着岸舟留停止事
 - ③一 対諸廻船、警固米被申懸之儀無謂事
 - ④一 御家来衆寄事於左右、無道之取操無謂事
 - ⑤一 於嶋中博奕停止事
 - ⑥一 於当嶋諸国商人付合時、或号国質・所質、互公事申結事者、自今以後可停止事
 - ⑦一 当山木守役事、無油断可裁判事
- 付、木守有背申旨族者擲取、其身至山口可引下事

右前ハ就或地下、就或諸商人、假権家非分之沙汰在之云々、併諸国之煩甚不可然也、向後者有同之儀被定置所也、若有違反族者、不謂他国人、可被加刑罰、爰御分國中輩者、点定家財、其上猶可被削子々孫々跡者也、仍下知如件、

天文廿一

奉

二月廿八日

(江良房栄)
丹後守

これ以前に、厳島に対して複数箇条からなる掟書を發布した例は管見の限り認められない。

第 4 条で、大内義長の「御家来衆」が厳島の人々に對し、「無道」の不法行為をなすことを禁止する一方、第 3 条では、「諸廻船」に對し、警固米を賦課することを禁じている。第 2 条では、瀬戸内海を航行する「諸廻船」が厳島に「着岸舟留」することを禁じている。「着岸」した廻船を、何らかの理由で「舟留」めして拘束することを禁じたものであろう。これらの箇条は、厳島に「諸廻船」が安心して寄港できることを重視したものとなっている。

陶氏が厳島の都市・市場の安定を望んでいたことは第 5 条、第 6 条からも見てとれる。第 6 条では、「諸国商人」が交易を行う時、「国質・所質」と号して「公事」沙汰にすることを禁止している。「諸国商人」が「当嶋」（厳島）で安心して交易できることを保障した箇条であ

る。他方、第1条では、厳島の「見世屋敷」（見世＝店をともしなう町屋）の所有権は、厳島町人に限定し、他所の商人・有力者などの過度な参入に歯止めをかけようとしている¹⁹⁾。

陶氏がこのように、掟書という形式で支配政策を示したことは、大名権力の厳島支配が新たな段階に入ったことを示している。「家来」、海賊、厳島の諸勢力などが「舟留」「警固米」「無道之取操」などの「不法」行為をすることを一律に禁じ、治安維持、市場の安定をはかり、外部勢力の過度の侵入を防ごうとしている。まさに公的な権力として厳島に臨んでいることがわかる。

そうしたなかでも、諸国の廻船や商人の来島を促進することをとりわけ重視し、そのためには厳島の勢力の既得権益を部分的に否定することもやぶさかではない。このことは、事実書きで、「地下」（厳島住人）・「諸商人」に対する、「権家」（武家）の威を借りた「非分之沙汰」を指弾し、それを「諸国之煩」と断じている点にも表れている。陶氏が、瀬戸内海流通の拠点としての厳島の地位を守り、都市・商業の発展を第一とする姿勢は明確である。

陶氏は、史料12と同年月日で、もう一つの掟を発布している。

【史料13】陶晴賢厳島掟写『卷子本厳島文書』36-1
(丸番号は筆者加筆)

掟判

- ①一 社家三方衆、前々不_レ可_レ有_二相違_一事
- ②一 当社御造営、不_レ可_レ有_二油断_一事
- ③一 年中 御神事、不_レ可_レ有_二懈怠_一事
- ④一 為_二社官人_一、不_レ可_レ懸_二他之被官_一事
- ⑤一 社辺在家停止事

右、近年之例如_レ斯_レ之、聊無_レ緩之儀、以_二此旨_一可_レ加_二成敗_一者也、仍而如_レ件、

天文廿一年二月廿八日 (江良男栄) 丹後守奉

社家三方の前々からの身分・地位を保障し、社官人（厳島社に仕える人）が武士など他権門の被官となることを禁止している。また社家三方らが、厳島社の造営・神事にあたって「油断」「懈怠」することを戒め、その完遂を要求している。厳島社の神威を保護するとともに、厳島の諸勢力による厳島社への宗教的な奉仕を命じているのである。しかも、この掟が史料12と同時に出されていることは、陶氏が厳島がもつ宗教的な空間としての側面と、都市、流通経済の拠点としての側面の両方を不可分のものとして重視し、厳島の諸勢力に要請する公権としての姿勢も示すものといえるだろう。

史料13の第5条で、陶氏は「社辺在家」を停止している。これは厳島社の周辺に俗人の住屋が増えてきていることを憂慮したもので、聖域の「けがれ」、火災の危険性の増大などを忌避したものである²⁰⁾。厳島社の周辺

にこのように在家が立ち並ぶということは、厳島に流入する人々が増加したこと、すなわち厳島の都市的発展を示しているといえよう。史料12第1条で、「当町人之外」が厳島の「見世屋敷」を購入する事態も、厳島が利益を生む場として繁栄しつつあることの現れでもある。

陶氏は、このように流通経済、都市、宗教にかかわる条項を複合し、1通の法令（【史料13】）にまとめて提示する統合的政策をもって厳島に臨んだ。新しいタイプの公権としての支配に乗り出したと評価できよう。

小括

陶氏の厳島支配の基本的姿勢は、大内氏の時代に引きつづき、都市厳島のいっそうの発展をはかるものであった。陶氏は、海賊や、厳島の諸勢力などが有していた権益の多くを制限・否定し、流通拠点の核としての厳島の地位の向上をはかった。そのため上方商人との結びつきをつよめ、諸国の商人にとって厳島が安全な交易の場となるように条件整備に腐心している。陶氏の政策は、地域経済圏と首都経済圏との繋がりを意識した流通経済促進策であり、また治安維持、住人の権利保護によって都市厳島の発展を期すものであった。

厳島社の神威の維持もはかる陶氏の政策は、公的権力として統合的に厳島をコントロールしようとするもので、大名権力の新たな段階を示していると評価できるだろう。

第三章 都市厳島の発展と大名権力の統制強化—毛利氏の支配

毛利氏は、安芸国の中山間地域にあたる高田郡吉田荘の国人領主で、元就の時代には大内氏、陶氏に仕えるようになった。陶氏に反旗を翻し、天文24年（1555）、厳島合戦で陶晴賢を破ったことで安芸国を手に入れ、大内氏の旧領であった周防・長門も支配して、大大名へと成長してゆく。毛利氏が厳島合戦を契機に急成長を遂げたことは、同氏が厳島社を尊崇する特別な意識をもたらしたものと推定される。

毛利氏は、西は九州北部、東は因幡国から備中国まで進出したが、天正4年（1567）以降、織田氏との戦争に突入し、天正10年（1582）、織田信長没後は、その後継者であった羽柴（豊臣）秀吉に従属して、豊臣大名として展開してゆく²¹⁾。

1 市場の活性化と「役人」の常駐

【史料14】桂元忠外五名連署条書写『今川家文書』17立²²⁾

三月法会
海上警固搦堅固申付事

一 厳島江参詣衆可被相催事
付、諸商人罷立候様御触之事

三月四日 桂左衛門大夫

元忠判

国司右京亮

元相判

栗屋孫次郎

元真判

兄玉三郎右衛門

就忠判

^(屋)
栗ヤ右京亮

元親判

赤川又五郎

元秀判

阿曾沼殿

御役人衆中

史料 14 は、毛利氏奉行人から、鳥籠山城（安芸区中野）主の国人領主阿曾沼氏に宛てられたものである。厳島での三月法会の際に「海上警固搦」を命じ、参詣衆の来島を保障するとともに、「諸商人罷立様御触」れることを命令している。

毛利氏は、阿曾沼氏が厳島参詣者の安全を保障するだけでなく、諸商人が厳島の市場に積極的に参加するように触れること（あるいは、毛利氏の触れを遵行すること）まで命じている。前代まで国人は、厳島参詣を「阻害」しないように命じられる存在であったが、毛利氏時代には、参詣を促進する役割を負わされている。厳島に来島者を呼び込むことで、領国経済の活性化に繋げようという毛利氏の積極的な意図が読み取れる。

次の史料 15 は、毛利氏奉行人渡辺長から佐武美久宛の文書である。中村久兵衛²³⁾という人物が厳島（「宮」）・廿日市での商人としての活動を希望しているので、佐武にその配慮を依頼する内容である。

【史料 15】渡辺長書状「生見村中村文書」『防長風土注進案 3 奥山代官判』

中村久兵衛事、宮・廿日市之間、売買共仕候て罷居度之由申候間、別て被_レ付_二御心_一候て可_レ然候、隆景様よりも御懇ニ被_レ仰出_二候条可_レ被_レ成_二其御心得_一候、恐々謹言

六月廿四日

渡石

長判

^(美久)
佐武右衛門尉殿

御宿所

佐武美久は元々毛利氏家中の「近習衆」であり、毛利氏が支配するようになるとすぐに厳島に「役人」として派遣されたと考えられている。「役人」とは、毛利氏の厳島での現地支配者であり、原則として在島した²⁴⁾。大内氏段階の商人司が、市開催の時に厳島に渡海して商

人たちを監督していたのに対し、「役人」佐武氏は、厳島に定住し、商人を統制していたと考えられる。大内氏にくらべ、毛利氏の厳島支配が深化したといえよう。

2 社辺在家・仮屋の乱立と統制

16 世紀中葉の厳島では、都市としての急激な発展にともない、社辺在家や仮屋の急増がみられる。毛利氏は、その支配の初めから、これらの問題への対応をせまられた。

次の史料は、厳島合戦直後の天文 24 年（1555）10 月 29 日に、厳島社の近くに建つ人家を各々相談し、早々に破壊して撤去せよと命令する毛利元就の書状である。

【史料 16】毛利元就書状（切紙）『厳野』325

一筆申候、神前程近人家出来之由聞及候、以外不_レ可_レ然候、各被_二相談_一、早々こほち候てのけらるべき事肝要候、不_レ可_レ有_二御油断_一候、為此申候、態可_レ申之処使者候条如_二件候_一、恐々謹言、

十月二十九日

元就（花押）

棚守左近衛将監殿

兄玉筑前入道殿

兄玉与三右衛門尉殿

兄玉肥前守殿

佐武弥五郎殿

大願寺

社辺在家については、棚守氏、大願寺、「役人」佐武氏のみならず、「町衆」である兄玉氏にも対策を命ずべき問題であることがわかる。大願寺は、在家を撤去したあとの「あき家敷」（空いた敷地）を自らの存知とすることを希望し、その申請を佐武弥五郎と兄玉若狭守が毛利氏に取り次いでいる。これに対して毛利氏は、「家作」を厳しく制止することを条件に、大願寺の所有を認めている²⁵⁾。

兄玉氏は、一族に大名の被官となる者や、船持商人として活動する者もいる有力町衆であった²⁶⁾。厳島社の社頭近辺の「あき家敷」を大願寺が所有することは、兄玉氏や佐武氏もふくむ厳島の諸勢力にとってメリットであったのだろう。

しかし、社辺在家の「乱立」はその後も引き続き問題とされたようである。

【史料 17】毛利隆元書状『浅野忠允氏旧蔵厳島文書』17

御社頭近辺就_二火用心之儀_一、町屋可_二差退_一之通申候之處、委細又被_二示越_一候、令_二承知_一候、何も恵聞今日可_レ被_レ越候間、以_二彼仁_一具可_二申存_一候、兎角恵聞待候、恐々謹言、

六月廿六日

隆元（花押）

棚守左近衛将監殿

御報

史料 17 は、年次不明だが、毛利元就の嫡子隆元と棚

守房頭の間で、社辺在家についての交渉を行っていることを示す。隆元は、「火用心」のため、厳島社近辺から「町屋」を「差退」かせようとして房頭に命令をくだしている。16世紀第3四半期を迎え、都市厳島の発展が、毛利氏や諸勢力の思惑を超越して「人家」「町屋」の増加に結果していたものと考えられる²⁷⁾。

こうした状況は天正年間（1573年以降）にいたっても変わらなかった。次の史料は、当時、毛利氏側の担当者として厳島支配に関与していた桜尾城主穂田元清の書状である²⁸⁾。

【史料18】穂田元清書状（礼紙付）『厳野』1374

当社近辺之人家、当時造統之由候条、被_レ任_二先例_一こほち可_レ被_レ退之由、被_レ成_二御書_一候、旁有_二御談合_一、不_レ可_レ有_二御緩_一事肝要候、委細兩人可_レ申候、恐々謹言、

十二月六日 元清（花押）

棚守左近大夫殿

児玉兵部丞殿

児玉筑後守殿

児玉肥前守殿

佐武右衛門尉殿

大願寺 御宿所

厳島社近辺に人家が造営されつづけている現状に接し、「先例」に基づき「人家」の解体を行うよう命じる毛利輝元（隆元の子）の意志を、棚守元行（房頭の息子）らに伝えている。

社辺在家と並行して仮屋の増加も同じ時期に問題となっている。

【史料19】佐武美久書状（折紙）『厳野』1641

頃_二御上候する_一と存、待申候へ共、無_二其儀_一候之間罷下候、仍而稲部万助かりや之事、九郎右衛門我等申上候處、塔近候間、如何候するとの御意にて候、乍_レ去ぬりやに被_二仰付_一候へと申上候、加様之辻御申候て可_レ然存候、又松才かかりやの事、上小路ニ三間御座候、是をもぬりやに仕度候、此屋敷之事者、長兵衛丞屋敷之為_レ替、隆元様被_レ下候条、為_二御心得_一申候、第一近辺ニ人不_レ持候之間、迷惑仕候之間、可_レ然様御奉行衆迄御申奉_二頼候_一、恐惶謹言、

佐武右衛門尉

五月四日 美久（花押）

從吉田

座主坊

元行 参 人々御中

史料19は「役人」佐武美久が毛利氏の本拠地である吉田郡山城から、大聖院の座主と棚守元行に対して出したものである²⁹⁾。

稲部万助の仮屋は「塔」（経堂（千畳閣）の南に建つ

五重塔）に近いので問題がある。「ぬりや」（塗屋）にするようにと命じられた。上小路³⁰⁾にある松才の三間（軒）の仮屋も塗屋にすることに決めている。これらの仮屋は、壁がなく、それ故、防火上、景観上、差しつかえがあったのであろう。

松才の仮屋の屋敷（土地）は、長兵衛丞の屋敷の替えとして毛利隆元が松才に与えたものだという。市の開催にあたって大きな利益を生む仮屋であるので、その屋敷をわざわざ大名自らが給与したのであろう。「塔」近くとか、「上小路」とか、厳島の中でも「一等地」に立地したことも毛利氏を神経質にさせた。市の仮屋が、大内氏段階のように「大町」近辺に限定されず、都市厳島の中の各所に建ちはじめた様子が垣間見られる。

後掲の天正11年（1583）の毛利氏による掟書（史料20）の第10条では、大町から観音堂（本地堂）までの間に仮屋を設けることを禁止している。ここは厳島社の南東側すぐの場所だが、大内氏段階では仮屋が建ちならんでいた地区にあたると思われる（史料2）。毛利氏は、厳島社近辺の景観保全、治安維持や防火のために、仮屋を許可する地域を制限していたのではないかと考えられる³¹⁾。さらに史料20では、塔岡から座主坊（大聖院）にいたる二階建て建物（の禁止？）（第11条）、社頭近辺の見世棚（の禁止）（第16条）などの建物規制もなされている。

以上のように、16世紀中葉にみられる社辺における在家の増加や見世棚の設置、仮屋の急増、二階建て建物の建築などは、景観上、厳島社の神威・清浄性をおとしめ、また火災の危険もともなうものであった。それゆえ、毛利氏はその乱立に歯止めをかけようとしている。こうした建物の増加は、大内氏・陶氏の時代に初源があり、都市厳島の発展とともに深刻化してきた。その背景には瀬戸内海流通の活発化があったと想定され、それは秀吉による天下統一以降、加速化していたのであろう。

大名権力と厳島諸勢力は、防火や景観維持などの観点から、その規制を試みるが、当初は、大願寺など厳島側が中心となって解体・撤去などを進めていた。しかし、収益性の高いこうした建物から大きな利益が得られることもあり規制は進まなかった。そこで毛利氏は、佐武氏や棚守氏らを介して、大名権力自身による統制を強めていったのであろう。

3 都市の統合的支配の進展

史料20は、毛利氏が天正11年（1583）に厳島に発布した掟書である。織田政権との戦いを経た毛利氏が、前代までとは異なるレベルで厳島への統合的な支配を試みていたことを示すものである。

【史料20】毛利輝元厳島中掟書条々写『厳野』538

厳島中掟之事

- ①一 恒例之社役并祈念等、大小共社家三方申談_レ
之、可_レ遂_レ馳走_レ事
 - ②一 至_レ 御社辺_レ作懸在家之事
付、新屋敷之事
 - ③一 一向宗之事
 - ④一 普請等之事、社家供僧給人以下、随_レ分限_レ馳
走之事
付、春秋五日十日宛可_レ申付_レ之事
 - ⑤一 火難之時者、何之家よりもこほちきるへき事
付、其家主江惣中より心そへ之事
 - ⑥一 菜園之事
付、布織曝事
 - ⑦一 山王江水仕懸之事
 - ⑧一 ^(鑑)御れう川・瀧川江塵芥せいしやう仕掛_レ之事 ^(清浄)
 - ⑨一 浦々死人有_レ之者、即時可_レ退寄_レ之事
 - ⑩一 大町より観音堂に至てかり屋之事
 - ⑪一 從_レ塔岡_レ至_レ座主坊_レ二階之事
 - ⑫一 ^(博打)はくち之事
 - ⑬一 如_レ先年_レ諸事無役之事
 - ⑭一 汚穢之事
付、傾城之事
 - ⑮一 道小路之事
付、ひろさ之事
 - ⑯一 社頭近辺見世棚之事
 - ⑰一 山未断切取之事
付、樵夫居住之事
- 右条々堅定置畢、若於_レ違犯之輩_レ者、可_レ令_レ處_レ
罪過_レ者也、仍如_レ件
- (毛利勝元)
御判形
- 天正十一年三月十三日
- 供僧中
社家中
給人中

まず第1条では、社役や祈祷の務めをはたすように、社家三方に命じている。第4条では、社家・供僧・給人らが、春・秋にそれぞれ5日乃至10日、厳島社の普請に労役を勤めるように命じている。

厳島の清浄性を維持するため、「けがれ」の排除を目指した条項が多い。第9条は死体の速やかな処理を命じたものである。第14条では、「汚穢」「傾城」の排除を命じており、これらが「けがれ」たものとされたことが想定される³²⁾。厳島社の近くを流れる御霊川・滝川の塵芥掃除の命令（第8条）も、「けがれ」の発生源である塵芥を取り除くという点においては、類似のものであろう³³⁾。

第3条の「一向宗」は浄土真宗本願寺派そのものというよりは、念仏諸派を信仰する身分の低い人たちを禁じたものと推定され、第12条、博打の禁止も治安維持を目指す。第6条で、菜園を作ったり、布織を曝したりす

ることを規制しているのは、景観上の配慮であるとともに、島内での禁忌であった可能性もある。第15条は、道小路の「ひろさ」（広さ）を一定に保つことを命じたものを推定される。この他、建物の規制については前節で触れた通りである³⁴⁾。

毛利氏は、厳島の諸勢力に神事の遂行、厳島社の普請を命じる一方、その神威の維持、全島にわたる清浄性の確保、治安や景観の維持を多岐に渡って求めていることがわかる。政策基調は、先行する陶氏やその掟書（天文21年）を継承するものであるが、より具体的になったといえよう。

さらに、史料20には注目すべき箇条がある。第5条では、火事の際には延焼を防ぐため、誰の家屋であっても「こほちきる」（毀ち切る）、すなわち破壊消防することを定めている。そして、それによって破壊された「家主」に対して、「惣中」より「心そへ」するように命じている。「惣中」とは、住民による自治組織と考えられ、厳島においてそうした組織が成立していたことがわかる³⁵⁾。そしてそうした「惣中」が、他の住宅への延焼を避けるために自らの家屋を犠牲にした「家主」に対し保障するように命令しているのである。

都市厳島にもこうした都市民の共同体が生まれていた。近世の広島藩は厳島支配にあたって住民組織を基礎としてゆくが、そうした体制の端緒があらわれているといえよう。

厳島の都市としての発展が、流入人口の増加、「好ましくない」人物（「汚穢」、遊女、博打など）の入島、商業施設をはじめとする建物の急増、治安の「悪化」などをもたらしたのに対し、毛利氏が総合的な都市政策を示したのが天正11年の掟書であったといえるだろう³⁶⁾。

小括

毛利氏は、村上氏らの海賊はもちろん、厳島の諸勢力が駄別銭、関銭などの通行税を徴収する行為を認めず、上方や諸国の商人が安全に厳島に来港し、交易できる条件を整備しようとした。毛利氏のこうした政策は、豊臣大名となって以降、統一政権の海賊停止令などに裏付けされてより確実なものとなっただろう。そのため都市厳島は、瀬戸内海航路の中継点としていっそうの発展を遂げた。毛利氏は、そうした厳島を直接支配するため「役人」を常駐させた。

厳島の発展は、在家、仮屋、見世棚など、商業にかかわる建物が島内に急増したらしいことから推測される。毛利氏は、諸勢力から中世的な権益を奪う一方、博打、遊女などを排斥し、厳島社を中心とする景観、清浄性を維持することに腐心した。諸勢力には厳島社の祭礼や普請に精励せしめた。もちろん、一片の法令がどこまで有効であるかは不明であるが、都市の急激な発展にともな

う変化をコントロールし、厳島全体のバランスのとれた繁栄を追求する毛利氏は、公権力として積極的に都市厳島に対峙していたといえよう。

おわりに

本稿では、戦国期の厳島において、大内氏・陶氏・毛利氏という大名権力がどのような流通政策、都市政策を行使したかを詳細に検討し、それらが厳島の瀬戸内海流通における地位や門前町の発展とどのような関連を有していたかを考察した。その結果、16世紀の厳島が、強力な戦国大名権力の登場、首都経済圏との新たな接続という政治環境、流通経済構造の変化を受け、経済拠点として、また都市として発展を遂げたこと。それに対応して戦国大名権力が経済・都市を掌握するため、バランスをとりながらも新たな政策を打ち出し、公権力として展開していったことを明らかにすることができた。

室町時代まで厳島は、大願寺や棚守氏などの諸勢力が主体となって支配していた。瀬戸内海航路における有利な位置と法会の際の大規模な市の開設によって厳島が発展すると、村上氏などの海賊衆や国人らによる流通侵害がおこされたが、これに対しては駄別銭を支払うなど、個別の対応をしいられていたものと推測される。

戦国時代になって、大名権力の支配が浸透すると、海賊衆らの影響力が排される一方、厳島の諸勢力の権益も制限されていった。大名は上方商人と結びつき、地域経済圏を中心に動いていた流通経済が首都経済圏の影響を強く受けるようになった。そして、厳島を領国経済に取り込みたい大名権力の介入により、都市厳島は大名権力の直轄市場的様相を帯びようになる。地下人が厳島の新たな基礎階層としてあらわれ、その「惣中」が都市厳島を運営する主体として力もちはじめた。

鈴木敦子氏が明らかにしたように、厳島が地域経済圏の核であったことは間違いないが、厳島が瀬戸内海流通を通じて首都市場圏と結びついていたことも無視できない。そのことは、戦国大名が上方商人と密接な関係を築き、諸国商人の来港・来市のための条件整備に腐心していることから確かめられる。その結果として、都市厳島は、戦国時代を通じて急速な発展を遂げていった。

地域経済圏と首都経済圏の強固な結びつきは、本多博之氏が主張するように豊臣政権による全国流通の再編を待つことはなかった。すでに陶氏の段階で、大名権力と上方商人の結びつきが確認される。こうした地域権力と首都経済圏の密接な関係を、中央からとらえかえて再編したのが豊臣政権であると評価できるのではなかろうか。

但し、厳島は本来、厳島社の門前町として発達した港

津であり、陶氏も毛利氏も第一に神威の維持を尊重している。その一方で、大名権力は、厳島の諸勢力が有していた多様かつ巨大な権益は制限してゆく政策をとった。厳島のこうした宗教都市としての特異性を見落とし、一般的な港町としてだけ分析することは、その本質、特徴を見落すことになる。

また、毛利氏が新たに安芸国の中心地として広島を開いて（1591年）以降、福島氏、浅野氏と有力大名が入って城下町興隆の梃子入れをしたのにしたがって、厳島の経済上の地位はどうなったのであろうか。近世初頭における厳島の安芸国における地位や瀬戸内海航路における位置の変化まで見通すことによって、本稿の主題の分析は完結するといえよう。今後の課題としたい。

注

1. 鈴木敦子 1980, 同 1983
2. 京都への求心的流通経済論としては、脇田晴子・佐々木銀弥両氏の研究が著名である（脇田晴子 1977, 佐々木銀弥 1972 等）。
3. 市村高男 2004
4. 本多博之 2011
5. 松岡久人 1998
6. 松岡久人 1998
7. 但し、うち四間（軒）は「山王脇」であった。「山王」とは現在も大町の付近にある山王神社を指すと考えられる。戦国時代の厳島社や島内の諸施設の配置について正確に知ることはむずかしいが、池田道人・大場久恵両氏の研究（池田・大場 1981・1982・1983）によって概容を把握することができる。
8. 常設店舗が建ちならぶ「大町」の通りの一部（通りのはずれか、通りの道路上）に、仮屋が設けられている景観が想定される。
9. これらの仮屋が無主となったのは、同年（天文 10 年）正月に厳島で合戦があったため（『房顕覚書』）と想定される。敵方の関係者の仮屋を大内氏が闕所処分とすることで、大内氏は仮屋の差配ができるようになったのだろう。なお、天文 10 年正月 29 日、大内氏権力は厳島の大願寺の造営料所を安堵しており（『大願寺』15）、同年 3 月 9 日には同じく「嶋中無主屋敷」を造営料所として安堵している（『大願寺』21, 22）。仮屋については第三章でより詳しくとりあげる。
10. 唐荷駄別役銭は、日向国や薩摩国から上方に運ばれる唐荷（中国製品の荷物）に対して、「駄別」（荷駄の数量に応じて）に賦課された役銭である。
11. 「諸浦警固衆」は、瀬戸内・九州の浦（港）を本拠とする大内氏配下の海賊衆で、白井氏、弘中氏、周防屋代島衆などがその筆頭であった。（宇田川武久 1972）
12. ここでの「薬座」は、客人社右脇（宮崎山麓）における販売の座（場）であろう。
13. 桜井英治 1993, 千枝大志 2014。
14. 松岡久人 1998
15. 山内謙氏は、村上太郎を村上少輔太郎武吉、今岡伯耆守はその家臣今岡氏の一族であると比定している。（山内謙 1997）
16. 村上隆重は、能島村上氏の一族であり、村上武吉の叔父。
17. 周防国山口に大内政弘の菩提寺である臨済宗法泉寺があり、天文 21 年（1551）に寺主春芳西庵は、大内義長の使僧として上京したと伝わる（平凡社『山口県の地名』325 頁）。本史料の法泉寺とはこの春芳西庵と考えられ、松鶴軒もその関係者と思われる。なお、安堵料の一部を海賊衆に支払うことで、大内氏（陶氏）は海賊衆の不満をやわらげようとしていたものと推定される。

18. 「国元で支払うと一万疋のみだが、京都で支払うなら二万疋を取ることができる」という意味で理解している。しかし、宣堯の素性は不明であり、商人衆を非難する意思が陶氏権力（の一部）としてのものか、宣堯個人のものか不明である。
19. 第7条は、厳島の山林資源を管理する「木守」についての箇条である。厳島の責任で適任の人物をえらぶことを命じる一方、違反者は「山口」（陶氏）が成敗すると保障している。
20. 社辺在家の問題は、毛利氏の段階でより深刻化する。第三章でくわしくあつかう。
21. 一般的に、毛利氏の権力構造や政策は、戦国大名段階と豊臣大名段階とで大きく転換したといわれている。近年、光成準治氏は、羽柴（豊田）秀吉と毛利氏との間に明確な主従関係が生じたのは天正14年（1586）の島津攻め、島津氏降伏後の九州国分け以降であるという見解を出された（光成2016）。光成氏の理解を前提にすれば、本稿で論じる毛利氏権力は、戦国大名権力としての最末期までということになる。
22. 史料の形式が堅紙であることを表す。
23. 中村久兵衛はもと陶氏家臣で、その後小早川家に仕える人物である。
24. 本多博之2000
25. 『大願寺』92～94による。
26. 本多博之2008
27. 天文24年（史料16など）に社辺から「人家」の撤去を命じられた大願寺ら諸勢力が、毛利氏の命令を無視して「家作」を認め、利益を得ていたのかもしれない。彼らと対立する棚守房頭がその状況を毛利氏に注進したことも推定される。
28. この史料の上限は棚守元行が父房頭の棚守職以下を相続することを毛利氏に許可された（『厳野』483）元亀元年（1570）と推測されるが、穂田元清の厳島における活動は天正年間以降が中心であるため、この史料も天正年間以降のものと解釈した。
29. 毛利隆元存命時であるので、史料の下限は永禄6年（1563）である。
30. 上小路がどこを指すのか、管見の限りでは不明である。しかし、「上」という呼称や、「塔」とともに問題視されていることから、厳島の中でも重要な小路であるとしておきたい。
31. 時代は下るが、毛利氏に代わって安芸国に新たに入部した福島正則が次のような文書を発給している。

福島正則四季法会かりや銭割符『厳野』1482

「福島正則様御判」
 けい長拾四年より、げんわ参年の年まで、ミやしま四きの
 ほうゑかりやせんの銀子、くぞう衆しやけがたないしかた
 へ、わたし申わつふの事
 一銀子壹貫目ハ ざす
 一銀子六百目ハ 大ぐわんじ
 一銀子八百目ハ たなもりしやうげん

（中略）

惣銀子合拾貫参拾目なり

けんわ四年

正月七日

（福島正則）
宰相（花押）

この史料は、慶長14年～元和3年（1609～1617）の間、「宮島四季の法会かり屋銭」の銀子を、供僧衆・社家方・内侍方へ渡した際の詳細を示したものである。

宮島（厳島）での四季法会の際、仮屋から挙がる収益を福島氏によって割符の形にされたものが「かりや銭」と考えられる。元々は供僧、社家、内侍らが四季法会の際に、仮屋からの収益として受用していたものではないかと思われる。諸国からの参詣人や商人らが多数来島する法会の際に仮屋は莫大な収益をあげていたのだろう。福島氏の段階で、大名権力から給与されるようになり、諸勢力が仮屋から直接受け取ることが不可能になったのであろう。

32. 「汚穢」が、「けがれ」概念を指すのか、特定の「けがれ」た人を指すのか、断定は難しい。だが、『房頭覚書』で棚守房頭が、厳島の塵芥を対岸（廿日市カ）に運ぶ「非人」と呼ばれる人々が居たことを記しており、ここでの「汚穢」も非人・乞食などと想定することが可能である。また、「傾城」についても、行為そのものを指すか、遊女を指すかは不明であるが、厳島においてそうした行為が行われていたこと、そしてそれが「けがれ」として禁じられていたことが読み取れる。
33. 第7条の「山王」（山王社）への「水仕懸」については不明である。
34. 第2条の付則については不明だが、「新屋敷」（大願寺などが所有する新しい屋敷地）にも在家を造営することを禁じたものと推定しておきたい。
35. 本多博之2008
36. 第17条は、厳島の山の木を無断で切ってはならないとしている。厳島の木は本来、厳島社の造営・修理のためにのみ伐採し、使用されるものであっただろう。しかし、私的に伐採して利益をあげる者がいたため、それを制止した箇条である。ここで、伐採を「断る」（許可を申請する）ことを求められているのは誰であろうか。従来の慣行からいえば社家三方であろうが、当該期、統一政権や豊臣大名は、各地の寺社に対し、境内の材木の自由な伐採を禁じている。そうした類例からいえば、ここで「断る」ことを求められているのは毛利氏ではないだろうか。厳島の諸勢力が私利のために材木を売買することに制限をかけたものと想定しておきたい。

参考文献

- 池田道人・大場久恵 1981「厳島門前町の形成と展開」『日本建築学会中国支部研究報告集』9(1)
- 池田道人・大場久恵 1982「厳島門前町の成立と展開その2 寺院との関係を中心にして」『日本建築学会中国支部研究報告集』10(1)
- 池田道人・大場久恵 1983「厳島門前町の成立と展開その3—文禄4年西町抱屋敷町割書立を中心として—」『日本建築学会中国支部研究報告集』11(1)
- 市村高男 2004「中世西日本における流通と海運」橋本久和・市村高男編『中世西日本の流通と交通』高志書院
- 宇田川武久 1972「大内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成」『海軍史研究』19
- 岸田裕之 2001「海の大名能島村上氏の海上支配権の構造」同『大名領国の経済構造』岩波書店
- 桜井英治 1993「商人司の支配構造と商人役」五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸民—中世から近世へ』山川出版社。のち桜井2002『日本中世の経済構造』岩波書店所収
- 佐々木銀弥 1972『中世商品流通史の研究』法政大学出版局
- 鈴木敦子 1980「中世後期における地域経済圏の構造」『一九八〇年度歴史学研究会大会特集』歴史学研究会編、青木書店。鈴木2000『日本中世社会の流通構造』校倉書房所収
- 鈴木敦子 1983「地域市場としての厳島門前町と流通」『富士大学紀要』16(2)。鈴木2000所収
- 千枝大志 2014「中世後期の貨幣と流通」『岩波講座日本歴史 中世3』岩波書店
- 中司健一 2014「大内義隆の安芸国支配」『芸備地方史研究』287
- 藤本久志 2005『天下統一と朝鮮侵略 織田・豊臣政権の実像』講談社
- 本多博之 2000「戦国大名毛利氏の厳島支配と厳島「役人」」『安田女子大学紀要』28
- 本多博之 2008「中近世移行期の厳島と町衆」『厳島研究』8
- 本多博之 2011「西国の流通経済」川岡勉・古賀信幸編『日本中世の

西国社会②西国における生産と流通』清文堂
松岡久人 1952『厳島門前町の形成』魚澄惣五郎編『瀬戸内海地域の
社会史的研究』柳原書店
松岡久人 1998『安芸厳島社』法蔵館
光成準治 2016『毛利輝元：西国の儀任せ置かるの由候』ミネルヴァ
書房

山内譲 1997『海賊と海城—瀬戸内の戦国史—』平凡社
山内譲 1998『中世瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局
山内譲 2014『中世の港と海賊』法政大学出版局
脇田晴子 1977『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房, 第1版
1969

The Distribution Control and Urban Domination by Sengoku Daimyo: Taking Aki-Itsukushima

Masaki TANIGUCHI

The aim of this paper is to examine the movement of power, such as the Daimyo, temples, or pirates, Kokuzin (foreign lords), merchants, and city residents in Itukushima (Aki) from historical materials, and the development and linkage of changes in distribution and commerce, the growth of Itukushima city, and the deepening of the Daimyo's control.

Itukushima was the center of religion, and the base of Seto Naikai distribution in the late middle ages. In the late Sengoku period, the representatives of Itukushima were Tanamori Husaaki, Daishoin, and Daiganzi, and they are presumed to have controlled rituals and distribution. Outside the island, pirates represented by the Murakami family and Kokuzin did acts of piracy like building new barriers, and collecting guard fees.

The Ouchi family, Sue family, and Mori family were Daimyo who dominated Aki in the late Sengoku period, and made distribution economy policy which meant the deprivation or weakening the old power's concession, the regulation of piracy, and linking Itukushima to their dominated economy. As a result, the economy of Itukushima grew and many merchants from countries, including those rising and newcomers, came into Itukushima. But social problems like the rapid increasing of Kariya and Zaike, and the appearing prostitutes and gamblers occurred. The sanctity of their life was violated. The Daimyo faced a difficult task to balance between city development and keeping sanctity, so they were trying to achieve an unified domination, for example, making rules including many types of urban policies. The Daimyo had to affect Itukushima as a public power.

This paper shows that the relationship of the regional economy and capital market gradually continued changing its contents, promoting city development, and defining the Daimyo's domination of Itukushima in a historical deployment.

Keywords : Sengoku period, Itukushima, Seto Naikai distribution, Daimyo, religious city